

平成 28 年 1 月 12 日
内閣府規制改革推進室

規制改革会議における民泊サービスに関する検討について

1. これまでの経緯

- (1) 平成 27 年 6 月、規制改革会議「第 3 次答申」及び「規制改革実施計画」において、民泊サービスについては、幅広い観点から検討して平成 28 年に結論を得ることとした。
- (2) その後、規制改革会議においては、10 月 5 日に厚生労働省及び観光庁からヒアリングを実施。10 月 15 日の会議では、総理から、「民泊サービスの規制を改革していく、国家戦略特区の先行事例を踏まえ、特区諮問会議と連携しながら突破口を開いていただきたい」旨の御発言。
(注) 国家戦略特区諮問会議とは、規制改革全般の中で、特に当面、民泊サービスについて、連携を密にすることとしている(地域活性化 WG への国家戦略特区 WG 委員の参加など)。
- (3) また、規制改革会議の地域活性化WGにおいて、10 月 29 日、11 月 9 日、11 月 25 日、12 月 9 日と 4 回にわたり、我が国及び諸外国の関連規制の概要検討及び関係者(関係省庁、有識者、事業者、関係業界)からのヒアリングを実施。
- (4) これらの議論を踏まえ、12 月 21 日の規制改革会議において、「民泊サービスの推進に関する意見」について審議を行い、決定・公表。

< 「意見」の概要 >

- ・ 関係省庁における検討のスピードアップ
- ・ 民泊サービス推進に当たっての課題への取組(一定の民泊サービスについては旅館業法の適用除外とした上で必要な規制を新たに行うことも含む抜本的な対応の検討、サービス提供者・仲介事業者に対する規制について幅広く検討、規制の適切な執行体制の確保)
- ・ このほか、外部不経済への対応など様々な課題への対応策を的確に盛り込んだ上で、民泊サービスの拡大に向け段階的な取組も含む大胆な検討

2. 今後の予定

年央の規制改革会議「答申」取りまとめに向けて、関係省庁等からのヒアリングを行うなど、議論を継続。

(参考)「規制改革ホットライン」への規制改革提案について

平成 27 年 11 月に実施した「規制改革ホットライン」でのインバウンド・観光関連の集中受付において、民泊サービスに関する規制改革提案が多数寄せられた。主な提案内容は以下のとおり。

- ・ 法整備に関するもの（旅館業法の改正、新たな法規制の制定等）
- ・ 規制緩和に関するもの（特に、最低宿泊日数の要件等）
- ・ 許可手続に関するもの（行政からの民泊認証カードの発行、行政への申請手続の簡素化及び全国統一化等）
- ・ 構造設備基準の明確化及び緩和（客室床面積、入浴施設、トイレ、洗面設備、消防用設備等）
- ・ 建築基準法における用途地域制限の緩和
- ・ 各地域にホームシェア推進協議会の設立（相談窓口、ゲストの本人確認、許可申請のサポート、清掃管理、定期的な調査・確認）

(注)今回受け付けた規制改革提案については、近日、関係省庁に対して検討要請予定（提案の内容は、規制改革会議ホームページで公表）。